

平成十六年十一月十九日提出
質問第四四号

社会保険庁の職場での監修作業及び法務省の違法性の疑いのある原稿料受領に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

社会保険庁の職場での監修作業及び法務省の違法性の疑いのある原稿料受領に関する質問主意

書

平成一六年一月一七日の衆議院決算行政監視委員会で、明らかになった以下の点に関してお尋ねする。

一 村瀬社会保険庁長官は、監修作業が、職場で行われたことを認めた。

謝礼を受け取る監修作業を職場で行うことは、問題ではないのか。

また、法令違反に当たらないのか。

具体的にどの書籍で、いつ（昼休みか夜か）、どのレベルの役職者が、どの課の職場で監修作業を行っていたのか、上司の許可は得たのか等、実態を調査・把握して、明らかにした上で、内閣の見解を問う。

二 厚生労働省は、監修料の再調査を表明したが、職場で監修作業を行っていることが適正か否か等に係わる事項は、再調査に含まれるか。含まれないのであれば、なぜか。

三 法務省から、「人」「わこうど」の原稿料は今後、受領しない旨の表明があった。その理由は、法令違反に当たらないのか。

また、これまで受領していた問題のある原稿料は平成一一年度から、どのような書籍等で、いくらあつ

たのか。問題のある原稿料を返却する予定と職員の処分予定は。

また、「人」「わこうど」の発行部数と法務省購入部数をお示し頂き、購入が随意契約であることは問題と考えるが、いかがか。内閣の見解を問う。

四 人事院国家公務員倫理審査会として、前記一の件及び法務省の三の件にからんで、解明を求める予定はあるか。

右質問する。